

当法律事務所の報酬についてのご説明

山元浩法律事務所

平成24年7月1日改定

弁護士報酬は、平成16年4月1日まで各弁護士会が定める弁護士報酬規定（会規）に従い、一律に定められていました。

しかし、平成16年4月1日からは、同規定が撤廃され弁護士各自が自由に弁護士報酬を定めなければならないことになりました。

もっとも、長年にわたり弁護士報酬規定に従い弁護士報酬を定めていた経緯から、現在でも多くの法律事務所においては、従前の弁護士報酬規定に従い、弁護士報酬を定めています。当法律事務所におきましても、以下のような弁護士報酬基準を設けています。

まず、弁護士報酬は大きく分けて次の3つに分類されます。

- ①着手金
- ②報酬金
- ③実費

①着手金について

着手金とは、事件の性質上、結果の成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時にお支払いいただくお金を意味します。

着手金は、弁護士が委任事務を処理するための、当面の費用となるものです。

そのため、着手金は受任時にいただき、たとえ結果が不成功に終わったとしても返金することがありません。

②報酬金について

報酬金とは、結果が成功した場合に、その成功の程度に応じてお支払いいただくお金を意味します。

一部勝訴であれば、その割合に応じて報酬金を算定することになります。

また、訴訟に至る前に交渉で決着がついた場合で、労力の程度が低かった場合は、訴訟の結果で発生する報酬金に比べて減額することとします。

③実費について

事件を処理する関係上、必要となる郵便切手、収入印紙、鑑定費用などの費用を意味します。

通常、訴訟を提起する場合には、収入印紙及び郵便切手代金として数万円の実費がかかることとなります（但し鑑定を行う場合には、別途鑑定費用が加算されます。）。

上記3つの費用の他、出張を行う際の日当や書面作成を行う際の手数料なども存在しますが、具体的な費用につきましては、以下ご説明します。

なお、以下の算定基準により算出された金額に、消費税を加算させていただきます。

民事事件の着手金、報酬金額は、得られる経済的利益の額に対して、次の表の割合を乗じた額とします。

得られる経済的利益の額とは、着手金算定段階では、原則として請求金額となります。

そして、報酬金算定段階では、原則としてお客様が実際に得られた金額となります。

離婚のように経済的利益の金額が全く分からないものについては500万円として計算します。

経済的利益	着手金	報酬金
500万円以下の場合	30万円	16%
500万円を超え3000万円以下の場合	6%	12%
3000万円を超え1億円以下の場合	5%	10%
1億円を超える場合	3%	8%

訴額による計算例は末尾に添付しておきますので参考にしてください。

(1) 離婚事件は経済的利益が分かりませんので、500万円として計算します。また、離婚だけで特に別に経済的利益がなければ着手金と同額とし、財産分与等経済的が得られた場合は、得られた金額の10%を加算します。

着手金30万円

報酬金30万円

(2) 境界紛争

係争地の価格にかかわらず最低着手金40万円，報酬金80万円。係争地の価格から算定される着手金がこれを超える時はその金額とします。

(3) 強制執行のみの事件

上記民事事件の着手金、報酬基準の2分の1とさせていただきます。

(4) 破産事件

非事業者の自己破産事件

着手金 25万円

報酬金はいただきません

※但し管財事件となった場合には、別途裁判所予納金（実費）が加算されます

事業者、法人の自己破産事件

着手金 100万円以上

報酬金はいただきません

(5) 民事再生事件

非事業の個人再生

着手金 30万円

報酬金 30万円

事業者、法人の再生

着手金 100万円以上

報酬金 成功した場合長期の関係となりますので、顧問契約方式等協議させていただきます

(6) 任意整理事件

着手金 1社×2万円

報酬金 1社×2万円+減額分の10%+過払による取り戻し金の20%

刑事事件

着手金 30万円以上

報酬金 20万円以上

その他の費用

(1) 法律相談料

30分ごとに5000円

(2) 内容証明郵便作成費用

1通につき3～5万円（弁護士名を記載する場合）

(3) 契約書、定款の作成、チェック

契約書作成1通につき5万円～（ページ数、複雑性を考慮したうえ決定します）

契約書チェック1通につき1万円～（同上）

時間制で計算する場合は1時間2万円とします。

(4) 日当、旅費

半日で1万円以上と新幹線指定席料金等交通に必要な実費をもとに旅費、日当として協議して決めさせていただきます。ちなみに広島の場合、旅費、日当込みで2万5000円とさせていただきます。

(5) 遺言書作成

1通につき10～20万円

公正証書遺言の場合には、上記金額に5万円加算

(6) 顧問料

月額3万円以上とさせていただきます。但し、業務量次第では協議のうえ増・減額する場合があります。

顧問契約について

弁護士の顧問契約とは、弁護士が主に法人又は個人事業主の顧問となり、適宜、法的アドバイスや法的サービスを提供する契約をいいます。

イメージとしては、月々数万円で社外の法務部を設立するというものでしょうか。

法的トラブルは、不備のある契約書から発生することが多々見受けられます。事前に予防法務を施すことにより、後の多額の損害賠償を防止することの重要性に、各企業が気づき始めています。

前述しましたとおり、顧問契約の内容は、契約を締結する弁護士ごとに異なっているため、以下、当事務所が顧問契約を締結する場合を前提にメリットをご説明します。

①原則として法律相談料が無料

私どもが、当事務所において口頭によって終了する通常法律相談は無料となります。なお、特別な調査を要する法律相談については、協議のうえ手数料を決めることとなります。

②優先的に法的サービスが受けられる

顧問先の法律相談や事件処理については、優先的に取り扱わせていただきます。

トラブルは思いがけない時に起こります。そして、通常、トラブル処理には、迅速な対応が求められます。しかし、トラブルが発生した後に法律事務所に飛び込みで相談を持ちかけたとしても、日常的に顧問先の情報を理解していなければ的確な回答ができるとは限りません。当然のことながら、顧問弁護士は優先的にトラブルの解決にあたることとなります。また、原則として依頼を断るということもありません。

顧問弁護士は、常日頃から顧問先の業務内容について精通しているため、迅速・適切な法的サービスを提供することができます。

③弁護士費用が割り引かれる

顧問先からのご依頼である場合、以下のとおり弁護士費用の減額を行います。

- ・法律相談料…原則無料
- ・契約書チェック…原則無料
- ・契約書作成…1通1万円～（通常の料金から4万円減額します）
- ・内容証明郵便…1通1万円～（通常の料金から2万円減額します）
- ・民事刑事事件…着手金報酬金とも、通常の料金から20%減額します